

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成26年 3月16日発行

平成26年 第1号

環境政策課

☎ 229-3139 FAX 229-3354

犯罪です!不法投棄

不法投棄には重い罰則があり、個人の場合5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄による弊害

山林、道路、河川、海岸、空き地など、市内の至る所で不法投棄が見つかっています。不法投棄は地域の景観を損ない、場合によっては土壌汚染や地下水汚染につながる恐れもあります。

不法投棄現場を目撃したら

投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を、警察署へ通報してください。

不法投棄されないために

投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

草が生えて見通しが悪い、車を止めやす



道路に不法投棄されたごみ

いといった状況だと、不法投棄をされやすくなります。自分の土地を適正に管理して、不法投棄から守りましょう。



山林に不法投棄されたごみ

こんな対策を

- 見回りを定期的に行う。
- 草刈り、剪定などを定期的に行い、見通しの利くきれいな状態にしておく。
- 周囲や入口にロープを張る、柵を作る、車止めを置くなど防止策を施す。
- 「不法投棄禁止」などの警告看板を設置する。(看板は環境政策課、環境事業課、各総合支所地域振興課でお渡しします)

一部地区で家庭ごみ収集カレンダーを変更

4月1日から、津地域の敬和地区と一身田地区で、ごみ収集カレンダーが変更になります。収集する曜日の一部が変更になりますので、該当する地区にお住まいの皆さんは、家庭ごみ収集カレンダーをよく確認してください。

カレンダーが変更になる地区(カレンダー番号)

- | | | |
|--------------|---|-----------|
| 敬和東(No.5-A) | ▶ | 敬和(No.5) |
| 敬和西(No.5-B) | ▶ | |
| 一身田北(No.7-A) | ▶ | 一身田(No.7) |
| 一身田南(No.7-B) | ▶ | |

生ごみ処理機等購入補助金制度

津市では現在、生ごみ処理機やコンポスト容器を購入した人に補助金を交付しています。以前にこの制度を利用した人が買い替えなどをする場合も、補助金の交付から6年が経過していれば再度交付を受けられます。なお、補助金の申請は購入後60日以内ですが、今年度中(平成26

年3月31日まで)に購入した分の申請期限は年度末の平成26年3月31日です。詳しくは、環境政策課(☎229-3258)または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。



コンポスト容器